

杉戸町パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度に関し基本的な事項を定め、政策形成過程において、住民の多様な意見及び情報を把握し、町の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント制度」とは、町の基本的な施策に関する計画等を立案する過程において、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を住民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体等(以下「住民等」という。)に公表し、計画等について提出された意見、情報及び専門的な知識を反映させる機会を確保する制度をいう。

2 この要綱において実施機関とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象は、次に掲げるもの(以下「計画等」という。)とする。ただし、迅速性又は緊急性を要するもの及び軽易なもの若しくは別に法令等に定めがある場合等は除く。

- (1) 町の基本的な施策に関する条例の制定又は改廃
- (2) 町の基本的な施策に関する計画の策定又は改定
- (3) 住民の公共の用に供される施設の建設及び改築にかかる計画の策定又は改定
- (4) その他町長が特に必要と認めたもの

(公表の時期等)

第4条 実施機関は、計画等の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、その計画等の案を公表しなければならない。

2 前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる関係資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨・目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 計画等の案に関連する資料
 - イ 根拠法令
 - ロ 計画等の策定及び改定にあつては、上位計画の概要

- ハ 計画等の実施により生ずると予想される影響の程度及び範囲等
- ニ 計画等の案を立案するに際して整理した論点等
- ホ その他必要な資料

(公表の方法等)

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする計画等の案及び同条第2項各号に掲げる資料を、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関の担当課・室・局及び公民館等における閲覧又は配布
- (2) 町のホームページ及び広報紙への掲載

2 実施機関は、前項に定めるもののほか必要に応じて、住民等へ計画等の案が周知されるよう努めるものとする。

(意見等の募集期間)

第6条 実施機関は、住民等が意見を提出するために必要と判断される時間等を勘案し、原則として1月以上の意見の募集期間を定め、計画等の案の公表時に明示するものとする。

(意見等の提出方法)

第7条 実施機関は、意見の提出方法として郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を活用することとし、計画等の案の公表時に明示することとする。

2 実施機関は、意見の提出を求めるときは、意見を提出する者の住所及び氏名、法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明示させるものとする。

3 実施機関は意見提出者の氏名等を公表する場合には、計画等の案を公表するときにあらかじめ明示しなければならない。

(意見等の活用)

第8条 実施機関は、提出された住民等の意見等を考慮し意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、意思決定後の計画等、提出された意見及びこれに対する町の考え方並びに案を修正したときはその修正内容を公表するものとする。

3 提出された意見のうち、公表することにより個人又は法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 第2項の規定による公表については、第5条の規定を準用する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、本手続きの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成14年9月1日から施行し、同日以後に最終的な意思決定を行う計画等について適用する。

(適用除外)

2 この告示の施行の際、現に策定に着手している計画等で、施行の日以後に早急な意思決定を行う必要があるものについては、適用しない。